

区立児童相談所の開設に向けた取組について

令和 8 年 11 月の区立児童相談所開設に向けては、「児童相談所設置等に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」で検討を進め、その検討結果を、設置運営計画（第 2 次更新）として取りまとめましたので報告します。また、児童相談所の建物の基本設計が完了しましたので、その概要について併せて報告します。

1 設置運営計画（第 2 次更新）への更新内容について

これまでの検討結果を踏まえて、以下の内容について更新する。（別紙 1）

○杉並区児童相談所運営基本方針に、子どもの権利保障の観点及び支援の考え方を追記。

（第 1 章 基本方針）

○施設規模を、地上 5 階から地上 6 階に変更。（第 3 章 施設整備）

○組織体制の考え方や、児童相談所・一時保護所の役割分担を追記。

（第 4 章 人材確保、育成と組織体制）

○虐待通告から初期調査に至るまでの仕分けの流れを追記。（第 5 章 相談の流れ）

2 基本設計の概要

○施設の基本設計に当たっては、国の「児童相談所運営指針」や各種通知等に基づき検討を進めたほか、他自治体の児童相談所への視察や派遣研修中職員からの業務報告、有識者からの意見聴取等を行いながら進めてきた。

○こうした検討結果や設計の考え方を適切に図面に反映し、令和 5 年 8 月に開催した杉並区設計審査会において、その合理性や妥当性に関する審査を実施した。

○施設概要については、以下のとおり。

敷地面積：964.34 m²

延床面積：約 3,000 m²

階 数：地上 6 階、地下 1 階

エリア		諸 室
児童 相 談 所	一般	待合室、授乳室、トイレ（バリアフリーあり）、駐輪場
	管理	事務室、会議室、更衣室、トイレ、休憩室、里親事業事務室、文書倉庫、物品倉庫、備蓄倉庫、機械室、駐輪場
	専門	面接室、司法面接室、司法観察室、家族療法室、医務室、心理相談室、プレイルーム

エリア		諸 室	
一 時 保 護 所	管理	事務室、会議室、インテーク室、面接室、更衣室、トイレ、休憩室、所持品保管庫、衣類保管庫、警備員室、用務員室、倉庫、洗濯室、リネン庫	
	居 室	幼児	居室、トイレ、洗面、静養室、浴室、脱衣室、ラウンジ、バルコニー
		学 齢	居室、トイレ、洗面、静養室、浴室、脱衣室、医務室
	生活	学習室、学習準備室、トイレ、調理室、食堂、体育館	

3 検討経過の公表等

○現時点で確定していない事項については、今後の庁内検討及び都や国との協議等を踏まえ、必要に応じて更新、公表していく。

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和5年	9月～	区立児童相談所施設実施設計
6年	6月～	既存施設解体工事
7年	1月～	区立児童相談所建設工事
	2月～9月	東京都との事前協議（全3回程度）
	7月	こども家庭庁との事前協議
	11月	児童相談所設置市の政令指定要請
8年	1～2月	政令指定の閣議決定
	2月もしくは6月	第1回もしくは第2回区議会定例会に児童相談所設置条例案を提出
	11月	区立児童相談所及び一時保護所開設